

補助金情報

※詳細は市HPをご確認ください。
※予算がなくなり次第終了。

■景観の改善に関する補助

歴史的風致維持向上計画の重点区域で、建物の外観整備や空き家の再生の費用の一部を補助します。

対象区域 尾道・向島歴史的風致地区、瀬戸田歴史的風致地区

内【まちなみ形成事業】歴史的資料などのある建物などの外観整備に、経費の3分の2(上限200万円)

【沿道建造物等修景事業】1、2のいずれかに該当する建物などの外観整備に、経費の3分の2(上限20万円)

- 1.美装化道路に面した建物等
- 2.尾道市景観地区内の建物等

【空き家再生促進事業】建築後30年以上の空き家を改修して居住する場合、経費の3分の2(上限30万円)
※申請期限と工事完了期限等の交付条件がありますので、お問い合わせください。

締11月28日(金)
申開まちづくり推進課(☎0848-38-9223)

■空き家に関する補助

申開まちづくり推進課(☎0848-38-9347)

●空き家バンクを利用する人へ ○居住のための改修費・家財道具処分費等を補助

■空き家家財道具等処分支援事業補助金

内家財道具等の処分や清掃等にかかる経費の2分の1(上限20万円)

■空家等改修支援事業補助金

内移住者等が居住するための改修工事にかかる経費の3分の2(上限30万円)

対対象区域で、空き家バンクに登録している物件
※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

締11月28日(金)

○市内で新たに創業するための 空き家改修費を補助

■空き家改修(新規創業)支援事業補助金 (令和7年度からの新規事業)

対象の物件を4月1日以降に取得し、新たに年度内に創業するために必要な改修費用の一部を補助します。

内建物の改修か修繕に要する経費の3分の2(上限30万円)

対対象区域で、空き家バンクに登録している物件
※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

締令和8年1月30日(金)

■おのみち「農」の担い手総合支援事業

①地域農業活性化支援事業

農業者活動(地域の課題の明確化とその解決のための取り組み)、地域戦略組織活動(地域農業をけん引する産地づくりを目的とする取り組み)、栽培技術等構築の取り組みを支援。

②新規就農者経営安定支援事業

認定新規就農者が、早期に経営を安定させるために必要な生産設備の整備などについて支援。

③農業経営高度化支援事業

認定農業者が、農業経営のステップアップを目的とする栽培施設や農業機械の導入、生産基盤の整備などについて支援。

④遊休農地再生利用支援事業

耕作放棄等により遊休化した農地もしくは遊休化の恐れのある農地を再生利用するための整備事業

申請受付 第1期 受付中～5月20日(火)
第2期 7月1日(火)～7月31日(木)
第3期 9月1日(月)～9月30日(火)

※遊休農地再生利用支援事業は随時受付。

申開農林水産課(☎0848-38-9473)

対象区域

【町全域】西土堂町、東土堂町、長江一・二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、御調町、因島各町、原田町

【車が入れない路地に面した区域】
東御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町

●特定空家等・不良空き家除却 支援事業補助(対象:市内全域)

老朽化した危険な空き家の除却に必要な費用の一部を補助します。

内対象工事費の3分の2(上限60万円)

対次のいずれかに該当する空き家

①特定空家等

市が特定空家等の認定を行った建築物
※措置が命じられているものを除く。

②不良空き家(次のすべてを満たすもの)

- ・概ね1年以上使用されていないもの
 - ・過半が住宅として使用されていたもの
 - ・構造の腐朽や破損などにより、著しく危険性のあるもの
- ※不良空き家の判定は職員が現地調査を実施。

※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

締11月28日(金)

【相談会開催】

補助申請に必要な書類についての相談会を開催します。申請の受付もできます。

日5月19日(月) 9:30～12:00

場因島総合支所

■生産性向上のための設備導入費用等を助成

業務の省力化や生産性の向上のための設備投資や人材育成の取組みに必要な経費の一部を補助します。

内【生産性向上枠】生産性向上に資する設備やシステムの導入に要する経費の2分の1以内(上限50万円)

【DX推進枠】コンサルティング費用や人材の育成に要する経費の2分の1以内(上限50万円)

申受付中

申開商工課(☎0848-38-9182)

■建物等の改修・工事費補助

締11月28日(金)※事前着手したものは受付不可。

申開建築課(☎0848-38-9245)

●木造住宅の耐震診断・改修費、 耐震シェルター等設置費補助

対次の全てを満たすもの

①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅(木造在来軸組構法か伝統的構法のものに限る。)

②昭和56年5月31日以前に着工された住宅

③平屋建か2階建

④所有者か居住者が申請するもの(空家は対象外)

⑤令和8年1月30日(金)までに完了報告できるもの
※耐震改修とシェルター設置は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。

内木造住宅の耐震診断:上限2万円

木造住宅の耐震改修:上限30万円

耐震シェルター(ベッド)設置:上限12万5千円

●アスベストの除去等工事費補助

対市内の民間建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込めや囲い込みに係る工事

補助額 補助対象工事費の3分の2(上限200万円)

●住宅耐震化促進支援事業

昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された木造住宅の改修費用、建替費用や除却費用の助成を行います。

住宅耐震化促進支援事業内容

補助内容	(1) 耐震改修工事	(2) 現地建替工事	(3) 非現地建替工事	(4) 除却工事
補助対象要件	補助対象区域(*)に建つ住宅		移転建替後の住宅が補助対象区域(*)内であること	除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること
	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建てられた木造戸建住宅で、耐震性を有しないもの(長屋・共同住宅は対象外)			
	平屋建か2階建			
	所有者か居住者が申請するもの(空家は対象外)			
補助対象事業費	令和8年1月30日(金)までに完了報告できるもの			
	工事費	除却工事費と新築工事費	除却工事費	
補助額	補助対象事業費の80%(上限100万円)		補助対象事業費の23%(上限83万8千円)	

(*) 補助対象区域…都市計画区域内の用途地域が定められている区域(工業地域、工業専用地域、災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く)、御調町は旧市小学校区(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く)。
災害レッドゾーン:災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
浸水ハザードエリア:尾道市総合防災マップの浸水深さ5.0m以上の区域のこと

補助内容(2)～(4)で新たに住宅を取得する場合、【フラット35】地域連携型が利用可能です。

■イベント実施を支援 ～森林・林業体験活動支援事業～

木育・森林に関するイベントの実施に係る講師派遣や資材購入等の経費を補助します。(※特定の個人や団体等を対象にしたもの、営利を目的とした活動を除く。)

対木育や森林に関するイベントを行う団体(住民団体、NPO、企業など)

内対象経費の10分の10以内 締6月30日(月)

申開農林水産課(☎0848-38-9212)

●土砂災害対策改修工事費補助

対土砂災害特別警戒区域の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物で、工事の完了報告が令和8年3月13日(金)までに提出できるもの

※土砂災害の復旧工事には利用できません。

※土砂災害特別警戒区域については、土木課(☎0848-38-9254)へお問い合わせください。

内対象工事費の23%(上限75万9千円)

●ブロック塀等の除却・建替工事費の補助

通学路等に面し倒壊の危険性のあるブロック塀等を、除却・建替する工事に要する費用の一部を補助します。

対次の全てを満たすもの

①道路等(*)に面するもので高さが0.6m以上のもの

②耐震診断等の結果、安全性の確認ができないもの

③建築基準法に明らかに違反していないもの

④令和8年1月30日(金)までに完了報告できるもの

(*)道路等…広島県緊急輸送ネットワーク計画により設定される緊急輸送道路や市内の小・中学校通学路。

補助額 除却工事 上限15万円
建替工事 上限30万円



▲市HP
(建物等の改修・工事費の各種補助)